

かつらぎ町空家等対策計画(素案)に対する意見募集結果と意見に対する町の考え方

【募集期間】 令和6年1月31日(水)から令和6年2月21日(水)まで

【募集結果】 3件

番号	関係箇所	ご意見の概要	ご意見に対する町の考え方について
1	36ページ(表7-2)	妨害の処分よりも協力して家の中身の説明をする又は受けるようにすれば。	説明等の実施については、36ページ(表7-1)に従い、所有者等に対し繰り返し適正管理の依頼・助言等を十分に行い改善を求めます。  その上で改善が見られない場合は、36ページ(表7-2)の立入調査等を実施することになります。該当の記載(※妨害や虚偽報告等による処分)は、立入調査等に対して所有者等が町の調査に対する妨害や虚偽の報告をされた場合の処分であり、報告の求めや立入調査へご協力いただけるのであれば処分対象にはなりません。
2	37ページ(表7-3、表7-4)	家の中は、ゴミの集積場となっている場合、病原菌の発生の原因。	空家等の調査項目として、ごみ等の放置に対する判断内容について列挙しており、ご意見いただいた「病原菌の発生のおそれがある」ことも含まれると考えます。
3	52ページ(第14条)	清算人の請求をしても返事がなかったらどうするか記していない。	清算人の請求は、家庭裁判所に対して行うため、返事が無い事は想定していません。